大阪アディクションセンター規約

（名称）

第１条　大阪府内の依存症の本人及び家族等を支援するためのネットワークを「大阪アディクションセンター」（以下「OAC」という。）とする。

（目的）

第２条　OACは、加盟する者同士が情報共有・連携しながら相互に対応力の向上を図り、ネットワークとして依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援することを目的とする。

（構成）

第３条　OACは、前条に掲げる目的に賛同して活動する、次に掲げる者によって構成する。

（１）機関　依存症の本人及び家族等に対し直接支援する法人及び事業者

（２）団体　依存症の本人及び家族等への支援を行う法人及び機関の連合体で、機関を代表する団体

（３）自助グループ　同じ問題を抱えた人たちが、自発的につながり、結びついた集団

（役割）

第４条　OACに加盟する機関の役割は次のとおりとする。

（１）依存症に関する相談を受け、必要な情報の提供や助言を行う等の支援に努めるとともに、必要に応じて適切に支援する者に繋げる。

（２）依存症以外の相談を受けた場合であっても、依存症の問題に気付き支援に繋げる。

（３）相互に依存症の本人及び家族等の支援に関する研修の機会を通して、対応力の向上に努める。

２　OACに加盟する団体の役割は次のとおりとする。

（１）加盟する機関を増やし、OACの拡充をめざす。

（２）団体の構成員や関係者に対して、団体が発行する雑誌や会議等を通じて、OACに関する情報の周知や広報に努める。

３　OACに加盟する自助グループの役割は次のとおりとする。

（１）依存症に関する活動を通して、必要な情報の提供や助言を行う等に努める。

（守秘義務）

第５条　OACに加盟する者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（加盟）

第６条　OACの目的に賛同し、加盟を希望する者は、加盟申出書（様式１）をOACの事務局に提出しなければならない。なお、事務局は加盟の申し出にあたり、依存症の本人及び家族等への支援に関する活動実績など、必要に応じて別途書類の提出を求めることができる。

２　OACに加盟するためには、加盟している団体（地方公共団体を除く。）、機関（団体に属している機関は除く。）及び自助グループ（同じ団体に参加し活動している者の賛同は１グループとする）の２／３以上の賛同を得なければならない。

３　前項の規定は、地方公共団体及び本規約の施行前からOACに加盟する者には適用しない。

（脱退及び除名）

第７条　OACから脱退しようとする者は、OACの事務局に脱退届（様式２）を提出しなければならない。

２　OACに加盟している者に次の行為があった場合には、OACに加盟する団体及び機関の発議により、加盟している団体（地方公共団体を除く。）及び機関（団体に属している機関は除く。）、自助グループ（同じ団体に参加し活動している者の賛同は１グループとする）の２／３以上の賛成をもって、その者の意思にかかわらずOACから除名とする。

（１）相談者にとって著しい不利益にあたる行為を行ったと判断される場合

（２）OACのネットワーク形成を阻害するような行為を行った場合

（３）その他、OACに加盟する者としてふさわしくない行為

（事務局）

第８条　OACの事務局は、大阪府こころの健康総合センター内に置く。

附　則

この規約は、平成29年３月23日に成立し、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成30年７月25日から施行する。

　附　則

この規約は、令和３年７月１５日から施行する。